

天皇杯授与規程

第1条 天皇杯は、本連盟の主催する全日本スキー選手権大会（リレー競技）の優勝チームに授与する。

第2条 天皇杯を授与された者は、加盟団体並びに同教育委員会、同体育協会に報告しなければならない。

第3条 天皇杯を授与された者は、付属の記録簿にその所属する都道府県名、チーム名を記入する。

第4条 天皇杯は、持回りとし、次回大会の開会式において返還する。

第5条 天皇杯を授与された者は、次に掲げる各号により保管の義務を有する。

- (1) 天皇杯は、所属の加盟団体長と協議の上、所属団体が責任を持って確実な金庫に保管するか、若しくは、本連盟に保管を委託しなければならない。
- (2) 毀損紛失等に対しては、本連盟が保管の責に任ずるほかは所属団体の責任とする。
- (3) 天皇杯には、氏名その他如何なることも刻入してはならない。
- (4) 本連盟が、必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

昭和52年11月 制定
平成5年6月26日 改正